

# 前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の改正について（議案第76号）

建築指導課

## 1 改正の理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 内容

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請について、共同住宅の共用部分を計算しない評価方法による場合は、共用部分に係る審査の手数料を徴収しないこととする。
- (2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請について、簡易な評価方法による場合の手数料を追加するとともに、共同住宅の共用部分を計算しない評価方法による場合は、共用部分に係る審査の手数料を徴収しないこととする。

## 3 施行期日

公布の日